

デジタル経済への途上国の視点

—国連を中心として—

本田 光宏*

要 約

途上国においては、2030年を目標とするSDGs（持続可能な開発目標）の下での財政需要等を背景として、国際課税分野、特に経済のデジタル化に伴う課税上の問題への対応についての関心が高い。経済のデジタル化への対応策としての課税アプローチの検討に当たっては、途上国サイドからは、適正な税収の配分、簡素な制度設計、途上国の執行能力への配慮の必要性が強調されている。対応策について世界的なコンセンサスを得るためには、こうした途上国の意向や実情も反映した解決策とすることは不可欠と考えられる。本稿では、途上国のスタンスの背景等を考察するとともに、途上国の国際租税ポリシーを反映する国連モデル条約での対応策を考察している。さらに、新たな課税アプローチを検討する上で必要となる通商・投資に関する国際的なルールとの関係、特に途上国の固有事情である国際投資協定の規律との関係について考察を加えて、途上国にとって望ましい課税アプローチを検討している。

キーワード：持続可能な開発目標（SDGs）、国連租税委員会、国連モデル条約、重要な経済的存在（SEP）、課税と通商・投資ルール

I. はじめに

途上国の国際課税制度及び執行の向上に向けた取組みについては、国連経済社会理事会（Economic and Social Council (ECOSOC)）の国際租税協力専門家委員会¹⁾（以下、「国連租税委員会」）が中心となって進められている。2015年9月に国連で採択され、2030年までを目標として進められている「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」では、目標の1つとして、「目標17 持続可能

な開発のための実施手段を強化し、グローバルパートナーシップを活性化する」ことを挙げ、資金面として、「17.1 課税及び徴税能力の向上の国際的な支援などを通じて、開発途上国の国内資源の動員を強化する。」こととされている。また、SDGsを支える行動目標と位置付けられている「アディスアベバ行動目標（The Addis Ababa Action Agenda）²⁾では、国内公的資金について国際租税協力を強化していくことが掲

* 筑波大学大学院 人文社会ビジネス科学学術院 ビジネス科学研究群教授

1) 正式名称は、「The Committee of Experts on International Cooperation in Tax Matters」。

な課税アプローチを検討する上で必要となる通商・投資に関する国際的なルールとの関係、特に途上国固有の事情である国際投資協定の規律

との関係について考察し、途上国にとって望ましい課税アプローチを検討している。

II. 経済のデジタル化への途上国のスタンス

II-1. 「重要な経済的存在 (SEP: Significant Economic Presence)」について

II-1-1. SEP の考え方

BEPS 行動1（電子経済の課税上の問題への対応）の最終報告書⁹⁾では、経済のデジタル化に伴う課税問題への対応の新たな選択肢として、デジタル取引への源泉徴収課税や平衡税 (equalisation levy) の導入と並んで、現行の恒久的施設（以下、「PE」）に代わる概念として、SEP の概念が言及されている。これは、現行の PE 概念が源泉地国に物理的なネクサスを求めているのに対し、源泉地国に十分な電子的なネクサス（デジタル要素としては、ローカルドメイン名、ローカル・デジタル・プラットフォーム、ローカル支払オプション；ユーザー要素としては、活発なユーザー、オンラインでの契約締結、収集されたデータ量等）があり、一定の売上額がある場合には、SEP を有するとして、従来の PE と同様に、SEP に帰属する所得に対して課税するという考え方である¹⁰⁾。

SEP に帰属する所得の算定方法としては、部分的配分方式 (fractional apportionment

method) 又はみなし利益方式 (deemed profit method) の方法が挙げられている¹¹⁾。このうち、部分的配分方式は、予め定められた配分基準又はケースバイケースでの配分ファクターで対象企業の利益を分割するものであるが、現行のセパレート・アカウンティング方式との相違が著しいことから、消極的な位置付けとされている。

また、SEP に基づく課税方式については、低い税率の源泉徴収課税を組み合わせ、ネット課税のためのコンプライアンスの確保や対象取引の把握に資することも示唆されている¹²⁾。

II-1-2. 「第1の柱」の3つの案

SEP の考え方は、その後の検討過程では、新興国や途上国の支持を得て、市場国における課税問題についての解決策の「第1の柱」の3つの案の1つとして位置付けられている。経済のデジタル化に伴う課税上の問題についてのポリシーノート（2019年1月23日）¹³⁾、コンサルテーション・ペーパー（2019年2月23日）¹⁴⁾及び作業計画（2019年5月31日）¹⁵⁾では、「第1の柱」として、①ユーザーの参加 (user

9) OECD (2015), Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy, Action1-2015 Final Report, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, Paris.

10) 前掲注9, パラグラフ 277-281。

11) 前掲注9, パラグラフ 284-291。

12) 前掲注9, パラグラフ 292-301。

13) OECD (2019), Addressing the Tax Challenges of the Digitalisation of the Economy-Policy Note, as approved by the Inclusive Framework on BEPS on 23 January 2019, OECD, Paris, www.oecd.org/tax/beps/policy-note-beps-inclusive-framework-addressing-tax-challengesdigitalisation.pdf.

14) OECD (2019), Public Consultation Document, Addressing the Tax Challenges of the Digitalisation of the Economy, 13 February-6 March 2019, www.oecd.org/tax/beps/public-consultationdocument-addressing-the-tax-challenges-of-the-digitalisation-of-the-economy.pdf.

participation), ②マーケティング上の無形資産 (marketing intangibles), ③ SEP の3つの案が課税権の配分の基準として整理されている。①ユーザーの参加に着目して課税権を配分する案は英国, ②マーケティング上の無形資産に着目して課税権を配分する案は米国, ③ SEP に基づいて課税権を配分する案はインド等の新興国, 途上国の提案によるものとされている。

コンサルテーション・ペーパーでは, 3つの案がそれぞれ対象とするビジネス・モデルやファクト・パターンは, 次のように例示されている。

①ユーザーの参加: ソーシャル・メディア・プラットフォーム, 検索エンジン, オンライン市場

②マーケティング上の無形資産: 高度にデジタル化されたビジネスが市場国での拠点を持たずに販売・マーケティング活動によって利益を獲得する場合, 高度にデジタル化されたビジネスがリスク限定の販売業者を有する場合, 従来型の消費者向け製品ビジネスが遠隔地から又はリスク限定の販売業者を有する場合

③ SEP: 市場国とデジタル技術その他の自動的な手段で, 意図的及び継続的な関係を示す要素がある場合

また, コンサルテーション・ペーパーでは, 3つの案を比較して, ①ユーザーの参加と②マーケティング上の無形資産の各アプローチは, 利益配分方法として残余利益分割法を用いるという共通点がある他, 概念的にも類似しているのに対して, ③ SEP は部分的配分方式を採用すること等から, ①ユーザーの参加と②

マーケティング上の無形資産に検討の重点が置かれて, ③ SEP のアプローチについては低い位置付けとされている。

II-1-3. インドの2018年税制改正

インドでは, 2018年財政法 (Finance Act 2018) により, 所得税法 (1961年) が改正され¹⁶⁾, SEP の概念が導入されている¹⁷⁾。本改正では, 課税対象となるインド国内における「事業関係 (business connection)」の範囲に, SEP の概念が追加され, 非居住者・外国法人課税の対象範囲が拡大されている。SEP 概念は次のように定義されている¹⁸⁾。

- インド国内においてデータ又はソフトウェアのダウンロードの提供 (前年における当該取引に基因する支払金額の合計が別々に定められる金額を超える場合) を含む, 非居住者によってインド国内で行われるすべての商品, 役務又は資産に関する取引

又は

- インド国内の事業活動又はデジタル手段によって別に定められる数のユーザーとの交流に従事することによる体系的又は継続的な請求 (systematic and continuous soliciting)

SEP の特色としては, 経済のデジタル化に伴う課税上の問題に対して, 途上国でも解決可能なアプローチとして位置付けられる一方, SEP の認定の要件設定や帰属所得の算定が困難という問題点が指摘されてきたところである。その意味では, インドの2018年税制改正における SEP 概念の定義内容は注目されるところである。

15) OECD (2019), Programme of Work to Develop a Consensus Solution to the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy, OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS, OECD, Paris, www.oecd.org/tax/beps/programme-of-work-to-develop-a-consensus-solution-to-the-tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy.htm.

16) Section 9 (1) (i).

17) インドにおける経済のデジタル化への税制上の対応については, 本特集の上田衛門「経済・社会のデジタル化とインドの税制—国際課税問題への対応を中心として—」に詳しい。

18) Press Information Bureau, Government of India, Ministry of Finance, Taxation of Digital Business, 12, Feb. 2019. <https://pib.gov.in/Pressreleaseshare.aspx?PRID=1564086>

II-2. 「統合アプローチ」について

前述の「第1の柱」の3つの案の共通点に着目し、BEPS 包摂的枠組みの参加国の合意が可能な案を検討するために、2019年10月19日に、OECD事務局から、「第1の柱」に係る「統合アプローチ」が提案されている¹⁹⁾。

この「統合アプローチ」に対して、国連租税委員会では意見を提出し、市場国としての途上国への適正な税収の配分の必要性、簡素な制度設計への指向、途上国の執行能力への配慮の必要性等を強調した上で、「統合アプローチ」の基本的な考え方について、源泉徴収課税を活用する等により、簡素なアプローチへ再構築する方法を検討することを強く提案している。

具体的には、対象となるビジネス範囲が「消費者向けビジネス (consumer-facing businesses)」とされている点に関して、当初のデジタル企業に対する課税上の問題への対応等と一致せず、また、「消費者向けビジネス」に限定することが途上国の利益に叶うか否かについて疑問を投げかけている。さらに、対象となる企業の規模要件として検討されている7億5千万ユーロの閾値については、途上国の課税権を必要以上に制限することへの懸念を表明する。

新たなネクサスとして、市場国における売上高を主要な指標とする点については、閾値を高額に設定した場合には、途上国の市場に帰せられるべき利益への課税が困難となることから、市場国の経済規模を考慮して、国ごとに閾値を

設定することを支持している。

また、新たな利益配分ルールとして提案されている所得金額 A、B 及び C の3つのルールについては、それぞれ、以下の意見が表明されている。

- 所得金額 A：市場国に適正な「みなし残余利益」の金額が配分されることを強く求めるとともに、この金額がビジネス・ライン又は地域/市場ごとに定められることを支持している。また、ルーティン利益についても配分方式の適用の可能性を残すことを提案している。
- 所得金額 B：マーケティング及び物流活動の定義の必要性及び所得金額 B はミニマムの報酬であって、企業にとってのセーフハーバーでないことを求めている。
- 所得金額 C：市場国で所得金額 B の基礎的活動以上の経済活動が行われる場合には、市場国が課税権を行使できることを歓迎する一方で、この所得金額を巡る課税上の紛争について義務的仲裁の対象とすることについて懸念を表明している。

結論として、「統合アプローチ」の基本的な考え方について、源泉徴収課税を活用する等により、簡素なアプローチへ再構築する方法を検討することを強く提案しているが、提案されている「統合アプローチ」の内容に、SEP のアプローチが十分には反映されていないことへの不満が示されているのではないと思われる。

III. 国連モデル条約と経済のデジタル化に伴う課税上の問題

途上国の国際課税ポリシーを反映する国連モデル条約²⁰⁾には、OECD モデル条約と比較して、事業所得課税、人的役務の提供に係る所得

の課税等、源泉地国課税に重点を置いた条項が規定されており、これらの規定は、経済のデジタル化に伴う課税上の問題への途上国のアプ

19) 前掲注 6。

20) United Nations, "Model Double Taxation Convention between Developed and Developing Countries 2017".

ローチの基礎となる可能性が指摘されている²¹⁾。

また、国連モデル条約13条4項は、不動産化体株式の譲渡収益についての不動産所在地国での課税を規定しているが、「税の協力プラットフォーム」では、不動産を保有する法人を所有する外国法人の海外での株式譲渡益（オフショア間接譲渡（OIT：Offshore Indirect Transfer））に対する課税を確保するため、途上国の国内税制モデルを検討している²²⁾。

Ⅲ－1．事業所得課税

国連モデル条約では、事業所得について、OECDモデル条約と同様に「PEなければ課税なし」の課税原則が採用されているが、PEの範囲及び対象所得の範囲は異なる（次頁「表」参照）²³⁾。

Ⅲ－1－1．PEの範囲

国連モデル条約5条では、建設工事PEについて期間要件を6か月超とする他、年間で183日を超える期間の役務提供を行った場合（以下、「サービスPE」）²⁴⁾、在庫保有代理人PE、保険PEが規定されており、OECDモデル条約

と比較してPEの範囲は拡大されている。特にサービスPEについては、OECDモデル条約のPEの範囲と最も大きな相違点と位置付けられている²⁵⁾。

国連モデル条約のサービスPEの規定²⁶⁾では、「事業を行う一定の場所」という物理的なネクサスが無くても、企業がその国で年間183日を超える期間、使用人その他の職員を通じて役務の提供を行った場合にPEとされるものである。物理的なネクサスが無い場合でも市場国に課税権を認めることを検討する現在のネクサス・ルールの見直しに先行して、国連モデル条約では既実践されていると位置付けることも可能と考えられる。

Ⅲ－1－2．課税所得の範囲

国連モデル条約7条では、PEが存在する場合の課税所得の範囲について、OECDモデル条約規定する帰属主義とは異なり、修正帰属主義（又は制限的フォース・オブ・アトラクション）と呼ばれる課税原則を採用している。すなわち、PEを通じて販売する物品や商品と同一又は類似の物品等を販売した場合や、PEを通じて行う事業活動と同一又は類似の事業活動を行った

21) Jinyan Li, "Protecting the tax base in the digital economy", United Nations Handbook on Selected Issues in Protecting the Tax Base on Developing Countries, Second Edition, 2017.

22) The Platform for Collaboration on Tax, "The Taxation of Offshore Indirect Transfers-A Toolkit, Draft Version2", <https://www.oecd.org/ctp/PCT-offshore-indirect-transfers-draft-toolkit-version-2.pdf>.

23) 青山慶二「新興国の台頭と国際租税法」金子宏監修『現代租税法講座 第4巻 国際課税』（日本評論社・2017年）、同「OECDと国連のモデル租税法の比較」租税研究730号242頁（2010年）等参照。

24) サービスPEの規定は国連モデル条約の公表された1980年版から規定されているが、当初は、PEの範囲の明確化のための規定と位置付けられていた。Klaus Vogel on Double Taxation Conventions, E. Reiner & A. Rust eds., 4th edition, Kluwer 2015, Art. 5, パラグラフ399。なお、サービスPEの規定は、国連加盟国間で締結された租税法の6割で規定されている。W.F.G.Wijnen & J.J.P. de Goede, The UN Model in Practice 1997-2013, 68 Bull. Intl. Taxn.4, at 118 (2014), Journals IBFD 参照。

25) OECDモデル条約では、サービスPEについては、代替的规定として、2008年アップデートでコメントリーに取り入れている。OECDモデル条約コメントリー、5条、パラグラフ132-169。

26) 国連モデル条約5条3(b)

「企業が行う役務の提供（コンサルタントの役務の提供を含む。）であって、使用人その他の職員（当該役務の提供のために採用されたものに限る。）を通じて行われるもの。ただし、このような活動が、当該課税年度において開始し、又は終了するいずれかの12箇月の期間において合計183日を超える期間、一方の締約国内において行われる場合に限る。」

なお、国連モデル条約の2017年アップデートで、期間要件に付されていた「このような活動が単一の事業又は関連する事業について」は、活動の分割による濫用防止や解釈上の疑義を避けるために削除されている。

場合に帰属する所得に対しても源泉地国で課税することを認めている²⁷⁾。この国連モデル条約7条の規定の下で、オンラインやデジタル事業を「同一又は類似」とみなすことで、実質的に市場国へ課税権を配分する選択肢とすることも可能と考えられている²⁸⁾。

また、SEPに帰属する所得の算定方法として、部分的配分方式が挙げられているが、国連モデル条約7条4項では、独立企業原則の適用方法として、企業の利得の配分方式を認容しており²⁹⁾、SEPのアプローチと親和性のある規定となっている。このように、途上国の国際租税

ポリシーを反映する国連モデル条約の事業所得条項は、SEPアプローチを受け入れることが可能とも言える内容となっている。

Ⅲ－２．人的役務の提供に係る所得の課税

国連モデル条約の2017年アップデートで新たに規定された12条A（テクニカル・サービス・フィー）は、OECDモデル条約にはない規定であり、経営的、技術的又はコンサルタントの性格を有する役務に対して支払われる対価について、支払地国（源泉地国）での課税を認める規定である。

[表] 国連モデル条約とOECDモデル条約

	国連モデル条約	OECDモデル条約
PEの範囲	建設工事PE（建設工事監督を含む、6か月超） サービスPE（183日を超える役務提供（コンサルタントの役務の提供を含む）） 在庫保有代理人PE 保険PE	建設工事（12か月超） — — —
課税原則	PEなければ課税なし 修正帰属主義（制限的フォース・オブ・アトラクション） 独立企業原則 内部支払費用の制限 企業の所得配分方式を認容 単純購入の課税上の取扱いは二国間の交渉で解決	PEなければ課税なし 帰属主義 独立企業原則（機能、資産及びリスクを考慮して計算） — — —

27) 国連モデル条約7条

「1. 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち次のものに帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(a) 当該恒久的施設

(b) 当該恒久的施設を通じて販売する物品若しくは商品と同一又は類似の物品若しくは商品の当該他方の締約国内における販売

(c) 当該恒久的施設を通じて行う事業活動と同一又は類似のその他の事業活動で当該他方の締約国内で行われるもの」

28) 前掲注21, 516-518頁。

29) 国連モデル条約7条

「4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得られた結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。」

クロスボーダーでのサービスから生ずる所得に関して、途上国において課税権を確保すること、さらには、途上国における BEPS 対策として、経済のデジタル化に伴うデジタル・サービスへの課税権の確保が規定の趣旨とされている³⁰⁾。国連モデル条約7条の事業所得課税原則の下では、クロスボーダーでのサービスについては、限定的な源泉地国課税になってしまうことから、PEの有無にかかわらず、支払国(源泉地国)で課税することを許容する規定である。

また、経営的・技術的な性格を有する役務に対して支払われる対価については、「使用料」との区分が不明確なため、解釈の不統一を是正する趣旨も挙げられている。

国連モデル条約の2017年アップデートで、コメンタリーでの代替的規定としてではなく、国連モデル条約の本文に新たに規定されたことから、今後の途上国の租税条約ネットワークにおける動向が注目されることである³¹⁾。

Ⅲ-3. オフショア間接譲渡の課税

国連モデル条約13条4項では、OECDモデル条約13条4項と同じく、不動産化体株式に係る譲渡益について不動産の所在地国での課税を認めているが、途上国(特に資源国)の締結する租税条約では本条項を規定する条約例は少なく³²⁾、また、国内税制も未整備であることが多いため、「税の協力プラットフォーム」では、「オフショア間接譲渡の課税」制度のモデルを提示するツールキット(以下、「OITツールキット」)の作成を進めている(次頁[図]参照)。

OITツールキットでは、途上国における国

内税制の立案に当たって、2つの課税アプローチを提示している³³⁾。

- モデル1(内国法人が保有資産を販売したものとみなすアプローチ)

海外で株式譲渡(オフショア間接譲渡)が行われて不動産を保有する法人に係る支配の変更等が行われた場合には、資産所在地国で資産を保有する法人が時価で当該資産を譲渡し、再取得したとみなして内国法人に対して課税する。

- モデル2(オフショア間接譲渡に係る収益を国内源泉所得とみなすアプローチ)

不動産化体株式の譲渡収益を、非居住者・外国法人の納税義務が生ずる国内源泉所得として定めて、不動産所在地国で課税する。

また、本納税義務に係る執行の確保のために、情報申告制度(租税条約上の情報交換とセット)、株式譲渡益に対する源泉徴収制度、納税代理人制度の他に、登録制限等のその他の法的規制を組み合わせることが提示されている。

さらに、本規定の対象となる「不動産」の定義の例として、不動産のリース、不動産・資源の開発等に係る権利やその情報等についても拡大する可能性も示唆されていることから、今後、途上国における経済のデジタル化への課税上の問題への対応アプローチの1つへと発展する可能性も考えられる。

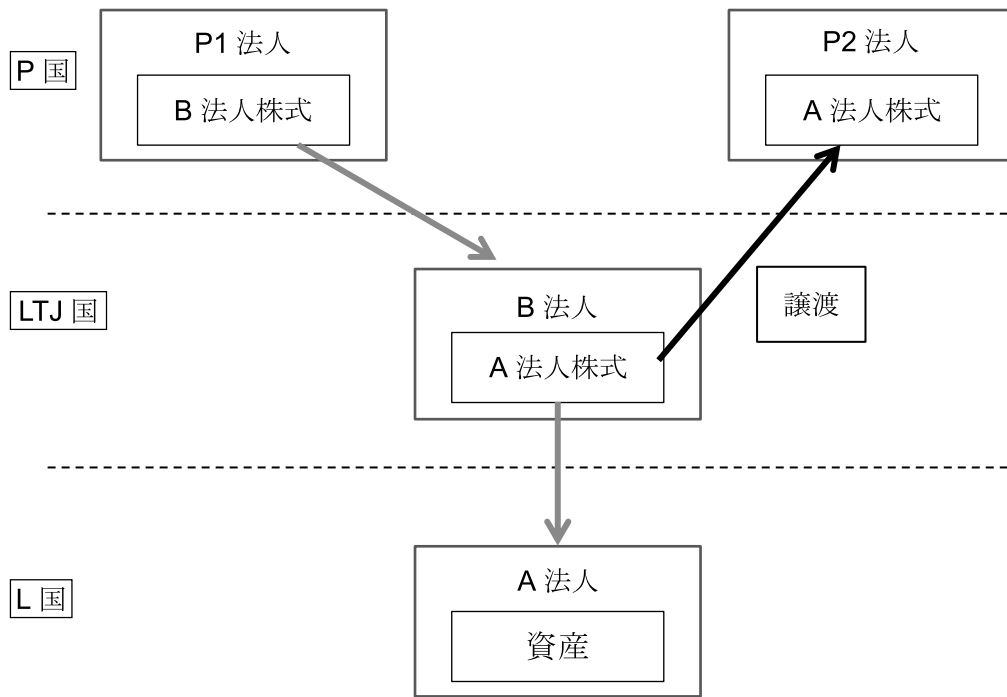
30) 国連モデル条約コメンタリー、12条A、パラグラフ2-15。なお、本規定への反対論も併記されている。同条、パラグラフ16-22。

31) 我が国の条約例では、インド(12条)、パキスタン(13条)との租税条約で同様な条項を規定している。

32) 本条項を規定している条約例は約35%であるが、BEPS防止措置実施条約(MLI)9条(主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益)によって、今後は本条項を有する条約例は増加することが見込まれている。前掲注22参照。なお、間接譲渡の課税制度の重要性を説くものとして、Wei Cui, Taxing Indirect Transfers: Improving an Instrument for Stemming Tax and Legal Base Erosion, 33 Va. Tax Rev.653 (2014), 同 "Taxation of non-residents' capital gains", United Nations Handbook on Selected Issues in Protecting the Tax Base on Developing Countries, Second Edition, 2017。

33) 前掲注22, 38-53頁。

[図] オフショア間接譲渡の例³⁴⁾



IV. 課税と通商・投資ルール等との関係

経済のデジタル化に伴う課税上の問題に対する対応策として、新たな課税アプローチを検討する上では、既存の通商に関する国際的ルールと並んで、途上国固有の事情として、途上国の多くが締結している国際投資協定の規律との関係の検討が必要と考えられる³⁵⁾。

また、作業計画等では「第2の柱（Pillar 2）」

としてミニマム・タックスの提案（Global anti-base erosion proposal）が行われているが、税源浸食支払への課税（Tax on base eroding payments）の低課税支払ルール（undertaxed payments rule）と基本的な考え方を一にする米国の税源浸食濫用防止税（BEAT）については、租税条約の規定する二重課税排除及び無差別取扱いの規定

34) OIT ツールキットでのオフショア間接譲渡の例示（13頁）を基に一部修正。

35) 本邦企業の香港子会社が行う来料加工取引に対して、外国子会社合算税制が適用された課税事件（東京高裁平成23年8月30日判決訟月59巻1号1頁）では、本税制に基づく課税が、日香港投資協定3条の規定する最恵国待遇という「不利な待遇」に該当し、課税処分は日香港投資協定に違反、無効と否かという点が争点の1つとなった。東京高裁は、同条項は外国子会社合算税制の適用を排除する規定ではないと判示したが、国際経済法の視点からは反対の見解も示されている。小寺彰「タックス・ヘイブン対策税制と投資協定」中里実ほか編『タックス・ヘイブン対策税制のフロンティア』（有斐閣・2013年）参照。なお、最高裁は、平成25年12月11日に上告棄却及び上告不受理決定（税資263号（順号12349））を行っている。

によって修正を受けるとの見解³⁶⁾も有力に主張されており、租税条約の規律との関係についても検討が必要と考えられる。

IV-1. サービスの貿易に関する一般協定 (GATS)

IV-1-1. GATS の適用対象³⁷⁾

GATS は、「サービスの貿易に影響を及ぼす加盟国の措置」を適用の対象としており（1条1項）、サービス貿易を、以下の4つの形態（モード）に分類している（1条2項）。

①越境取引（サービス提供者は領域内にとどまり、通信手段を用いて海外の顧客にサービスを提供する）

②国外消費（サービス消費者が国外に移動し移動先の外国でその国のサービス提供者からサービスを受ける）

③商業拠点（サービス提供者が他の国の領域に商業拠点を設けて、その拠点を通じてサービスを提供する）

④人の移動（サービス提供者である自然人が他の国の領域内でサービスを提供する）

このうち、最も典型的で大規模なサービス貿易の形態である、商業拠点（第3モード）では、通常はサービス提供者によって商業拠点等に投資行為を伴うため、サービス分野における直接投資を規律していると位置付けられている。この商業拠点（第3モード）の形態では、非居住者・外国法人課税が直接的に関係しており、GATT が規律の対象とするモノの貿易のように、関税等の水際措置が中心の問題となるのは大きく異なる点となっている。

また、GATS の規律としては、最恵国待遇

が一般的義務（2条）として、市場アクセスと内国民待遇が特定の約束（16, 17条）として定められている。

IV-1-2. GATS における課税の位置付け

GATS では、一般的例外を定める14条で、「恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件」として、「直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする場合」を内国民待遇の例外とする（d）（公平かつ効果的な賦課・徴収の例外）³⁸⁾とともに、租税条約の適用により生じる取扱いの差異を最恵国待遇の例外としている（e）（租税条約の例外）³⁹⁾。

また、内国民待遇からの例外については、注書きで次の例示が付されている。

「(注) 直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、加盟国がその税制の下でとる次の措置を含む。

(i) 非居住者の租税に係る義務が当該加盟国の領域内に源泉のある又は所在する課税項目に関して決定されるという事実にかんがみ、非居住者であるサービス提供者に適用する適用する措置

(ii) 当該加盟国の領域内における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

(iii) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置（租税に係る義務の遵守のための措置を含む。）

(iv) 当該加盟国の領域内の源泉に基づき他の加盟国の領域内でも又は他の加盟国の領域から

36) H. David Rosenbloom and Fadi Shaheen, “The BEAT and the Treaties,” Tax Notes Int’l Oct. 1, 2018, p. 53.
37) 拙稿「国際投資協定と課税—来料加工事件（東京高裁平成23年8月30日判決）を素材として—」筑波ロー・ジャーナル 15号 47頁（2013年）参照。

38) この例外規定の背景については、米国が、協定によって国の課税権を制約すべきでないとして広範な例外を認めるように主張したと説明されている。外務省経済局国際機関 第一課『解説 WTO 協定』（日本国際問題研究所, 2003年）472-473頁参照。

39) 租税条約では締約国の租税制度等の差異を前提として相互主義に基づいて規定しており、最恵国待遇によって広く他の GATS 加盟国にその待遇を及ぼすことは現実的ではないことから、例外として規定されている。宮家邦彦『解説 WTO 協定サービス貿易一般協定 (GATS)』（外務省経済局, 1996年）140頁参照。

提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置

(v) 全世界の課税項目に対する租税が課されるサービス提供者と他のサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異にかんがみ、両者を区別する措置

(vi) 当該加盟国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について又は関連者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し又は割り当てる措置

この(d)及び注に規定する租税に関連する用語又は概念は、(i)から(iv)までのいずれかの措置をとる加盟国の国内法に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等の若しくは同様の定義及び概念に従って決定する⁴⁰⁾。]

GATSの内国民待遇の規律との関係では、2点の留意点が指摘されている⁴¹⁾。1つは、協定上「公平かつ効率的な賦課・徴収の例外」の対象とされているのは、直接税のみであり、間接税は例外の対象とされていない点である。したがって、非居住者であるサービス提供者に対して課された租税が、国内の消費者に転嫁されて、実質的に納税者と担税者が一致しないこととなった場合には、その取扱いには疑義が生じると考えられる。2点目として、例外の対象とされているのは、課税項目が加盟国の領域内に源泉のある又は所在する場合である。非居住者であるサービス提供者が提供する海外でのサービスが、国内法上は国外源泉所得である場合には、注書きで例示されているその他の事項に該当しない限り、内国民待遇との関係では疑義が生じ

ると考えられる。

このように、経済のデジタル化に伴う課税上への対応として、新課税権等、新たな課税アプローチの検討に際しては、GATS協定の例外規定等に注意を払う必要があると考えられる。

IV-2. 国際投資協定 (BIT)

IV-2-1. 課税に適用される主な規律⁴²⁾

国際投資協定 (BIT : Bilateral Investment Treaty) において、課税に適用される主な規律としては、「透明性」、「収用」及び「公正・衡平待遇」の3つが挙げられる。

透明性条項は、法令、行政上の手続き及び一般に適用される行政上・司法上の決定等の公表義務等を規定する。新興国や途上国における課税上の問題として、非公開通達等を根拠とした課税、不透明な個別ルーリングや交渉等による課税額の査定、解釈指針が公表されていないことによる解釈の不統一等のケースがこれまで指摘されてきたが、国際投資協定上の義務としての公表義務を定めることにより、企業が進出先国で直面する税制上及び執行上の不透明性に起因する問題の解決に資することが期待されている。

収用条項は、政府による収用 (国有化) を原則禁止する。ただし、①公共目的のため、②正当な法的手続の下、③差別的でない方法により、④迅速かつ実効的に補償を行う場合にのみ収用を認めている。なお、補償については、公正な市場価格に基づいて行うことが義務付けられている。収用条項を課税へ適用することにより、進出先国が課税措置と称して、政府による収用や国有化と同様な効果を達成するような不当事例の防止が期待されている。

40) この例示の内容を実際の課税制度に照らすと、例えば、①居住性に基づいて課税所得の範囲に差異を設けている課税措置、②非居住者のみに適用される源泉徴収等の措置、③租税回避防止措置に基づく課税措置、

④移転価格税制に基づく課税措置等が、内国民待遇から例外となることが確認されている。前掲注39, 140頁。

41) Brian J. Arnold, "Taxation of income from services", United Nations Handbook on Selected Issues in Protecting the Tax Base of Developing Countries, Second Edition, United Nations, 2017, pp. 114-121 参照。

42) 拙稿「国際投資協定と課税について—課税に適用される規律を中心として—」税務事例47巻1号35頁(2015年)、瀧圭吾「国際課税と通商・投資関係条約の接点」同著『所得課税の国際的側面』(有斐閣, 2016年)、仲谷栄一郎・田中良「国際経済法と国際租税法の交錯」金子宏監修『現代租税法講座 国際課税』(日本評論社, 2017年)等参照。

公正・衡平待遇は、投資受入れ国が、投資家や投資財産に対して、公正かつ衡平な待遇を与えなければならないとする義務である⁴³⁾。具体的には、投資財産の保護に対して慎重な注意を払う義務、適正な手続きを行う義務、裁判拒否の禁止、恣意的措置の禁止、投資家の合理的期待を裏切らない義務等を含む⁴⁴⁾と解されている⁴⁵⁾。

IV-2-2. 公正・衡平待遇と課税

国際投資協定が規定する公正・衡平待遇原則が課税に適用され、投資家の主張が認められたケースとしては、OEPC 事件⁴⁶⁾がある。

①事実の概要

米国企業 OEPC 社は、1999 年にエクアドル国営企業との間で参加契約 (participation contract) を締結して、エクアドル国内での石油探鉱・開発事業を請け負い、石油輸出に係る付加価値税の還付を課税当局 (SRI : Servicio de Rentas Internas) から受けていた。しかし、2001 年、SRI は、付加価値税の還付は、上記

の参加契約に含まれているという理由で、OEPC 社その他の企業に対して石油事業分野に係る付加価値税の還付を停止する政令 (Resolution) を発出した。

OEPC 社は、この措置に対して、国内法上違反を理由として裁判所に訴訟を提起する他、米エクアドル投資協定⁴⁷⁾に違反するとして仲裁申立てを行った。具体的には、OEPC 社は、これまでの措置を取り消したことが投資家の正当な期待に反して、公正・衡平待遇に違反すると主張した他、内国民待遇違反、恣意的・差別的措置の禁止、取用条項違反を主張した。

②仲裁廷の判断

仲裁廷は、協定上の課税措置の取扱い規定 (第 X 条) について、本件申立てが協定の適用対象となるかについて、まず検討を行っている。そして、「公正・衡平待遇を与えるように努力すること」という文言に法的意義が認められることと、OEPC 社が締結した参加契約の「義務遵守」に関するものであることを理由と

43) 小寺彰「公正・衡平待遇—投資財産の一般的待遇」同編著『国際投資協定—仲裁による法的保護』(三省堂・2010年)。

44) 経済産業省通商政策局経済連携課「投資協定の概要と日本の取組み」(平成28年3月)経産省ウェブサイト http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/pdf/BITrsrc/bitoverview.pdf。

45) 公正・衡平待遇については、2つの考え方が唱えられており、一つは慣習国際法上国家が外国人に保証しなければならない最低基準を確認したに過ぎないという考え方であり、もう一つは、慣習国際法上の最低基準以上の待遇を義務付けているという考え方である。中川淳司ほか『国際経済法[第2版]』(有斐閣・2012年)第13章参照。なお、この義務については、その内容が一義的でないこともあり、課税に対して適用した場合には、協定の適用関係が不明確になることが懸念され、課税の適用関係の明確化という観点から、課税についてはカーブアウトすることが適当ではないかとの指摘もある。田中琢二「国際経済システムにおける国際課税」ファイナンシャル・レビュー通巻94号163-165頁(平成21年)。

46) Occidental Exploration and Production Company v. The Republic of Ecuador, LCIA Case No. UN 3476, Final Award, 1 July, 2004.

47) Treaty between the United States of America and the Republic of Ecuador Concerning Encouragement and Reciprocal Protection of Investment, signed on August 27, 1993 and in force since April 22, 1997.

米エクアドル投資協定上の課税の取扱いについては、第 X 条で次のように定められている。

1 項 租税政策に関して、各締約国は、他方の締約国の国民及び法人の投資に対して公正・衡平な待遇を与えるように努力する

2 項 しかしながら、本協定の規定、特に第 VI 条 [筆者注：一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争の解決] 及び第 VII 条 [筆者注：両締約国間の投資紛争の解決] は、次に関してのみ課税措置に対して適用される。

(a) 第 III 条に基づく取用

(b) 第 IV 条に基づく移転、又は

(c) 第 VI(a) 又は (b) に言及される投資契約又は認可の条件の遵守又は実施 (両締約国間の租税条約の紛争解決規定の対象にならないか、又はその解決規定の下で提起されたが、合理的な期間内に解消されないものに限る。)

して、第X条の規定の下でも、本件申立てについての管轄権があると判断している。

その上で、仲裁廷は、公正・衡平待遇義務との関係については、「投資のための安定した枠組み及び経済的資源の有効活用の最大化を維持するために望ましい」ものであり、法律上及びビジネス上の枠組みの安定性は公正・衡平待遇の本質的な要素であるとする。また、投資が行われ、かつ、実施されている枠組みが、SRI（課税当局）の採用した行動によって重要な範囲で変更されているが十分な説明が行われなかったこと、「安定性」の必要性を強調して、エクアドル政府の行為が公正・衡平待遇義務に反すると結論付けている。

現在各国で暫定的に導入されているデジタル・サービス税（DST）については、GAF A等の大規模な多国籍企業にターゲットとしているため、投資協定上の公正・衡平待遇との関係についての指摘も見られるところである⁴⁸⁾。

経済のデジタル化に伴う課税上への対応として、新たな課税アプローチの検討に際しては、国際投資協定の規定する「透明性」、「収用」、そして、OEPC事件の仲裁廷で示された法律上及びビジネス上の枠組みの「安定性」を本質的な要素とする「公正・衡平待遇」義務についても注意を払う必要があると考えられる。

Ⅳ－3. 租税条約

米国の2017年税制改正（TCJA）で導入された税源浸食濫用防止税（BEAT⁴⁹⁾と米国モデル条約との関係について、ニューヨーク大学のRosenbloom教授等は、23条（二重課税の排除）2項（米国における外税控除の適用）及び24条（無差別取扱い）4項（支払先無差別）の2つの規定との関係で抵触することを指摘するとともに、連邦議会は、TCJAの立法過程でBEATが条約オーバーライドを意図したものであることを明示していないため、BEATは条約オーバーライトとはならず、条約相手国との関係では、BEATの計算に当たっては租税条約のこれらの規定によって修正されるべきとの見解を公表している⁵⁰⁾。

これに対し、ミシガン大学のAvi-Yonah教授等は、BEATは租税条約のこれらの規定に抵触するものではなく、仮に抵触するとした場合でも、条約オーバーライドとして、BEATは租税条約の規定で修正されることなく適用されるとの見解を示している⁵¹⁾。

Rosenbloom教授等とAvi-Yonah教授等の見解の概要については、以下のとおりである。

Ⅳ－3－1. 租税条約の対象税目該当性

Rosenbloom教授等は、米国モデル条約2条4項は、「この条約は、現在の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課

48) GIBSON DUNN, "Digital Services Tax may violate Investment Treaty Obligations". <https://www.gibsondunn.com/digital-services-taxes-may-violate-investment-treaty-protections/> 参照。

49) BEATは、通常の課税所得に「税源浸食支払」を加算して「修正課税所得」を算定し、それに10%（BEAT適用税率）を乗じて、通常の法人税額より高い場合には、その差額をBEATとして納付する仕組みとなっている。「税源浸食支払」は、税法上損金算入となる支払で、国外関連者へのすべての支払と定義され（利子、ロイヤリティー、サービス・フィーの他、減価償却資産の購入、再保険料を含む。）、インバージョン企業に対しては、売上原価も含まれている。対象となる納税者は、全ての法人とされているが、3年平均で売上が5億ドル以上で、「税源浸食割合」が3%以上とされている。

50) 前掲注36。

51) Reuven S. Avi-Yonah and Bret Wells, The BEAT and Treaty Overrides: A Brief Response to Rosenbloom and Shaheen, Tax Notes Int'l, Oct. 22, 2018, p.383, Avi-Yonah, Beat it: Tax Reform and Tax Treaties, University of Michigan Public Law Research Paper No. 587 (Jan. 4, 2018), Bret Wells, Get With the BEAT, Tax Notes, Feb.19, 2018, p. 1023, 拙稿「BEATと租税条約について」租税研究838号247頁（2019年）参照。なお、本トピックについては、2019年IFA（国際租税学会）ロンドン総会のセミナーI（国際課税の最近の動向）でも取り上げられている。

される租税であって、現在の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。」と規定しているため、BEATは対象税目とはならないという見解は難しいとする。また、連邦議会及び裁判所は、代替的ミニマムタックス（AMT）は、租税条約の対象となることを前提として、国内法と抵触する場合には、条約をオーバーライドすることを明確に示してきたため、AMTと実質的に類似するBEATが対象税目に含まれないと解することは困難であることも挙げる。さらに、BEATが仮に租税条約の対象税目とされない場合であっても、24条（無差別取扱い）は「すべての種類の租税」に適用されるため、BEATは無差別取扱いの対象となるとしている。

これに対し、Avi-Yonah教授等は、BEATの課税ベースは所得税の課税ベースとは異なるため、租税条約の対象税目とはならないとの立場である。BEATは、ネット所得課税ではないため、内国歳入法901条の規則の下では、米国の外国税額控除の対象となる所得税としては取り扱われないことも理由の1つとして挙げている。

Ⅳ-3-2. 二重課税の排除義務

Rosenbloom教授等は、外税控除を全く認めないBEATは23条2項の規定する一般原則に反するとの見解を示す。米国モデル条約のTechnical Explanationでは、「合衆国の法令（改正されるものを含む）の規定及び制限に従い、本条の基本原則として、外税控除が認められる」とされているため、BEATにもAMTの外税控除の仕組みに準じた外税控除が認められるべきであるとする。

これに対し、Avi-Yonah教授等はBEATが外税控除を認めないことは、外税控除の制限の1つであり、外税控除の一般原則に反するものではないとする。そして、BEATと類似するAMT制度の外税控除の制限は、「合衆国の法

令（その一般原則を変更することなく随時行われる改正の後のものを含む。）の規定及び当該法令上の制限に従い」により、23条に反するものではないというのが確立した見解であり、租税裁判所も、同様に、米国の租税条約に抵触しないと判断していることも指摘する。

Ⅳ-3-3. 無差別支払い

Rosenbloom教授等は、BEATでは、国外関連者に対する支払は控除されずに計算されるが、国内の関連者に対する同様な支払について控除不算入は一切ないため、24条4項（無差別支払い）の対象となり、したがって、BEATの計算に当たっては、条約相手国の居住者である国外関連者に対する通常は控除可能な支払は控除されるべきであるとの見解を示す。

これに対し、Avi-Yonah教授等は、BEATは次の4点から無差別取扱いに抵触しないとする。

第1に、BEATは米国親会社から海外子会社への支払に適用されるため、外国企業からの支払に限定していない。外国企業及び米国企業の双方がBEATの対象となっている。

第2に、BEATは無差別取扱いの例外とされる諸外国の過少資本税制に類似しており、米国の旧アーニング・ストリップング・ルール（内国歳入法163条(j)）と異なる。

第3に、BEATでは税率は10%で、控除を否認する場合には21%の増額となるため、控除否認とは同義ではない。

最後に、国外関連者は米国の課税管轄権に服さず、米国の課税管轄権の対象となる米国関連者とは比較対象とはならない。

Ⅳ-3-4. 条約オーバーライド

Rosenbloom教授等は、最高裁は、Cook事件⁵²⁾で、インプリケーションによる条約オーバーライドに反対する解釈規範を明らかにし、後法が条約をオーバーライドするためには、立法過程での沈黙では不十分であり、連邦議会が

52) Cook v. United States, 288 U.S. 102 (1933).

その旨を明確に示すことが必要であるとしているが、TCJAでは、連邦議会は、法案及び報告書のいずれにおいても条約オーバーライドの意図を明らかにしていないため、裁判所は、条約オーバーライドを認めることには一層消極的と考えられるとする。

これに対し、Avi-Yonah教授等は、最高裁は、連邦法と条約は同じ地位にあり、後法が優先すると長く判断してきており、米国の一般ルールでは、条約の後の法律が、条約に何らかの形で抵触する場合には、条約オーバーライドとなるとの立場である。

IV-3-5. 結論

Rosenbloom教授等は、BEATの計算に当たっては、条約相手国の居住者である国外関連者に対する通常は控除可能な支払は控除されるべきであり、条約相手国で納付された外国税額

についても控除が認められるべきであるとする。

これに対し、Avi-Yonah教授等は、Rosenbloom教授等の結論は次の2つの理由から誤りとしている。すなわち、BEATは租税条約に抵触せず、仮に抵触するとしても条約をオーバーライドするとの見解に立つ。したがって、BEATの計算に当たっては、条約相手国の居住者である国外関連者に対する支払の控除や、条約相手国に納付された外国税額の外国税額控除は認められるべきではないとする。

条約オーバーライドの論点は米国固有のものであるが、新たな課税アプローチの検討に際しては、租税条約の対象税目に該当するか否か、該当する場合には外国税額国控除の適用との関係、また、無差別取扱（支払先無差別）との関係等、租税条約上の義務との関係についても十分な整理が必要と考えられる。

V. 途上国にとって望ましい課税アプローチ

国連租税委員会が「統合アプローチ」に対し示したスタンスは、市場国としての途上国への適正な税収の配分の必要性、簡素な制度設計への指向、途上国の執行能力への配慮の必要性である。

市場国としての途上国への適正な税収の配分の観点からは、新たなネクサスの検討に当たり売上高の閾値を設定する場合には、途上国の市場規模を考慮して閾値を設定することは必要ではないかと考えられる。

また、簡素な制度設計と途上国の執行能力への配慮の観点からは、既存の国連モデル条約の枠組みを最大限活用することも考慮すべきであろう。その意味では、国連モデル条約が規定する事業所得課税のルールと親和性が認められるSEPのアプローチを市場国の解決におけるベースとするとともに、途上国においては、人

的役務の提供に係る所得の課税、オフショア間接譲渡への課税アプローチ等の規定を組み合わせ、経済のデジタル化に伴う課税問題へ対応することも選択肢として考えられる。

一方、新たな課税アプローチの検討に当たっては、GATSの規定する最恵国待遇や内国民待遇義務の例外規定、途上国固有の問題としての投資協定上の透明性、取用、公正・衡平待遇義務についても考慮し、既存の通商・投資に関する国際ルールと整合性を図る必要がある。加えて、租税条約上の二重課税の排除及び無差別取扱等の義務についても整理することが必要と考えられる。

今後、経済のデジタル化に伴う課税上の問題へ対応する課税制度についてコンセンサスを得る予定とされているが、途上国の意向や実情をどの程度取り入れることができるかはコンセン

サスに向けた重要な要素と考えられる。

国際課税への強い影響力を有する米国のスタンスも不明確な点が出てきているところであり、経済のデジタル化への課税上の対応についての世界的なコンセンサスを得るプロセスの帰趨が注目される場所である。

【参考】

OECD 事務局から提案された「統合アプローチ」のパブリック・コンサルテーション・ドキュメント（2019年10月9日）に対する国連租税委員会の意見（仮訳）

国連租税委員会及びデジタル課税サブコミTEEでは、マニフェストに反映されている次の3つのワークストリームを、10月ジュネーブ会合で再確認した。

- 経済のデジタル化に伴う課税上のチャレンジについて、独自の見解を形成するとともに、これらの問題についての可能な解決策を提言すること
- これらの問題及び可能な解決策について、途上国の課税当局の意識の向上を図ること
- 途上国の立場及びニーズへの特別な配慮を、他の国際的な議論における意見形成に反映させること

この観点から、国連租税委員会は、パブリック・コンサルテーション・ドキュメントについて以下の意見を提出する。意見は、途上国の利益として考慮されるべきと我々が考える論点及び懸念として理解されたい。なお、提出された意見は、ECOSOC等の国連及び国連租税委員会の委員を指名した加盟国を含む国連の加盟国を代表するものではない。

- 国連租税委員会は、OECD事務局に対して、以下について感謝する。
 - 経済のデジタル化に伴う課税上の問題に国際法人税制を適合させるため、一連の方策について、多国間合意の形成へ向けた継続的な努力
 - 世界的なコンセンサスの形成に、関心

あるすべての国が平等に参加することが必要であることの意識の向上

- 国連租税委員会は、OECD事務局が、途上国が意思決定プロセスへ関与すること及び途上国（特に、低所得国）の利益に十分に注意を払うことを期待している。租税条約をほとんど締結していない国であっても、その管轄内で創出された経済のデジタル化による所得から税額を徴収する新たな国内法のルールや執行上の手続を実施することの重要性を理解することは重要である。
- 範囲（scope）に関して、国連租税委員会は、
 - 消費者向けビジネスを対象とすることは、原則主義又は物理的存在がないデジタル企業に関する課税上の問題への対応という当初の目的のいずれにも合致しないことを懸念する。
 - 多国籍企業の大多数が対象となるように、金額的な閾値は低く設定されることが途上国の利益に叶うと考えている。
 - 7億5千万ユーロという閾値は、途上国に対してデジタル・サービスを提供する企業への課税を必要以上に制限することを懸念する。
 - 一定の国にとっては「地域」的な多国籍企業は重要であり、これらに適用される低額な閾値を検討することを提案する。
 - 「消費者向けビジネス」の概念が執行可能な程度に定義が可能か、また、消費者向けビジネスに範囲を限定することが途上国の利益に叶うかについて疑問を有する。
 - 適用除外については原則主義であるとともに慎重な検討が必要である。
 - ◇ 資源産業及び一次産業が適用除外されることは、政策的に正当化されるが、
 - ◇ 金融サービスの適用除外の正当化は議論の余地があり、
 - ◇ 適用除外の更なる検討が必要である。

- 新たなネクサス及び国ごとの収入金額の閾値に関して、国連租税委員会は、
 - 閾値を高額に設定した場合には、途上国の市場に帰せられるべき利益に実質的に課税が困難となることを留意している。
 - 経済規模を考慮し、国ごとに閾値を設定する提案を支持する。
- 所得金額 A の計算について、国連租税委員会は、
 - 所得金額 A のノン・ルーティン所得の配分はどのような金額となるか未確定なので、現時点では意見の表明を控える。所得金額 A が、市場国に適正なノン・ルーティン所得を配分する場合のみ、全体的な計算が正当化されることは明らかである。
 - BEPS 包摂的枠組みが、所得金額 A をビジネス・ライン又は地域／市場ごとに定めることを検討することを期待する。
 - ルーティン所得についても、配分方式の適用の可能性を排除しないことを提案する。
- 所得金額 B について、国連租税委員会は、
 - 所得金額 B は、マーケティング及び物流活動に対する合意されたミニマムの報酬であること及び納税者にとってのセーフハーバーでないことを強く主張する。
 - 「マーケティング及び物流」でカバーされる活動の明確な定義の重要性を強調する。
- 所得金額 C について、国連租税委員会は、
 - 課税当局が所得金額 B を補充することが可能とされ、実際の市場国での活動が、所得金額 B の金額よりも高くなることを正当化することが可能となっていることを歓迎する。
- 途上国の中には、実効的な紛争防止及び解決メカニズムの重要性は認識しつつも、主権への懸念からの原則事項として、強制力を有する義務的仲裁を受け入れない事実注意到を求める。
- この点は、所得金額 C が、所得金額 B だけでなく、提案のすべてをカバーする場合には、非常に大きな論点となることを注意する。
- 二重課税の回避に関して、国連租税委員会は、
 - 提案された「統合アプローチ」については、市場国に配分された所得への課税を他の管轄国が放棄する仕組みを定めるために更なる検討が必要であると考える。
 - 二重課税を排除する方策が、二重非課税に繋がらないように注意する。
- 国連租税委員会は、次の点を懸念する。
 - 提案の複雑さ
 - 途上国が直面する執行及び法制度の一貫性の問題点
 - 統合アプローチを執行するために必要な情報を入手する能力及び所得再配分の多国間合意を確保するために必要となる新たな執行プロセスについての効果的な関与
 - したがって、国連租税委員会は、統合アプローチの基本的な考え方を、源泉徴収税を活用する等により、簡素なアプローチへ再構築する方法を検討することを強く提案する。